

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第4期第7回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和7年7月8日（火）午前10時00分～午後12時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎9階 第一委員会室
議 題		1 開 会 2 議 事 (1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて（資料3） (2) 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について（資料4） (3) 令和7年度子どもの権利委員会の取り組みについて（案）（資料5） 3 その他 4 閉 会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	森田 明美、内田 塔子、高田 慶子、佐藤 妙子、北澤 弘幸、 飯塚 昇、坪川 愛、北条 直子、大伍 将史
	関係理事者	子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、 子ども家庭支援センター長、保育課長、放課後対策課長（代理）
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員
会 議 資 料		・資料1 委員名簿 ・資料2 諮問書（写） ・資料3 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて ・資料4 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について ・資料5 令和7年度子どもの権利委員会の取り組みについて（案） ・参考資料1 こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン概要版 ・参考資料2 推進計画策定にあたり権利委員会委員の皆様からいただいた御意見

審 議 経 過

1 開会

(事務局より、各資料について説明)

2 議事

(1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて

事務局： (事務局より資料3について説明)

会 長： 子どもの権利委員会という組織自体は、実はかなり自治体によって違いがあります。私はいくつかの自治体に関わっていますが、これは豊島方式と言われる方式です。これには大事な点がいくつかあって、資料3の中の1のところにありますが、諮問を受けて審議するということと、調査や審議の結果を踏まえて制度の改善等を提言するという、大きな権限を付与されていることです。これは条例に基づく豊島区としての組織なので、都や国にはない、とても重要な役割を持っているということになります。また、昨年度は最後に、子どもや若者の政策に関わる全ての審議会が集まって会議を実施し、全体で共有しました。具体的には、豊島区全体の計画である基本構想・基本計画の中に子どもや若者の政策をどう位置づけるかということにも大きく関わっているということです。皆さんにもぜひこうした視点を持ちながらご参加いただきたいと思います。

(2) 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について

(3) 令和7年度子どもの権利委員会の取り組みについて

事務局： (事務局より、資料4・5について説明。参考資料2)

会 長： この現地調査を企画した経緯というのは、全体の事業計画とある程度連動してしまして、具体的には、昨年は推進計画を改定すること、そして今年からは推進計画を検証していく段階に入っています。

この検証を行うにあたり、私達が事業をしっかり知っているわけではない中で評価検証をし、特に、子どもたちの意見を何も聞いていない中で何かを語るということは無責任なことであると考えました。どうやって子どもたちの現実に近づくことができるか、組織としてこの問題を考えるときにどのようにしたらよいか、事務局と相談をし、予算や日程等の全体を検討していただき、本日のご提案をいただきました。評価検証をしていくための子どもの実態が見えやすいこと、なおかつ、これからの区の子ども政策をリードしていくところであること、の2点を大事な点と考えて、豊島区の政策の中でも注目度が高い事業が選ばれています。なかでも、若者の事業を手がけているNPOは若者政策の中核をかなり担っており、この事業をいま検証することは、とてもいいチャンスだと思います。この提案に関しての意見交換ができればと思います。

委員： 評価手法の案として、所管課評価から委員評価へ変更、そして現地調査を行うということについて、すべての事業にはできないと思いますので数を絞る必要がありますが、手法として意義があると思います。現地調査をしない事業は、所管課評価になるのでしょうか？

事務局： 事務局としましては、今年度現地調査を通して、共通して見るべき検証項目の設定というところをゴールとするべきなのか、この現地調査をして評価検証すること自体をこの新たな検証の仕方の設定とするのかというところが、今年度の最終的な大きな考え方になろうかと思っております。それぞれにメリットとデメリットとがあり、現地調査は現場を見ていただいた生の声として意見をいただきますので、現場の方にも皆様のご意見の反映がしやすいというところがあります。その一方で、ご質問があったように全てを視認して検証することはできないので漏れてくるところがあったり、数年かかってしまったりするということがあります。全ての事業を所管課評価で行い、これに対して権利委員会にご意見をいただくという手法は昨年度までやっていたのももちろん可能ではありますが、事務局の課題としてはこちらでいただいたご意見を具体的になかなか反映できていなかった反省点が大きくあります。現地調査を行って豊島区が特に力を入れていることとか、日常的な子どもの関わりの中でどのようにやっているかというのを委員の方に見ていただく方法か、前年度までと同様に所管課が評価したのを見ていただく形で所管課が見るべき視点をこの委員会の中で検証項目として設定していただく方法のどちらかが議論のゴールになるというふうに考えております。

委員： この現地調査を行うこと自体について賛成します。やはり書面だけでここで議論をしていてもなかなか限界があるので、実際に現場を見るのは非常に大事だと思っています。ただ、この現地調査は結構なかなか難易度が高いのかなと思います。自分の普段の仕事の経験からも、実際行ったところでどこを見るのかという基準を明確にしておかないと、何となくの印象で終わってしまうこともあります。それだけでなく段取りを決めて行うことが大事で、現地調査までにそれが間に合うのが心配です。それをこの委員会の場で話し合って決めるにも時間に限りがあるかと思うので、行くとしたら、それぞれが自分なりの基準を明確にして現場を見に行かないといけないなと思っています。また、子ども会議ですとか、ジャンプとか若者の居場所事業、これらについてその子どもたちを実際に見るとするのは当然ですが、そこは現場で働いている方々も含めての調査として私としては見てみたいと思います。というのも、現場の方々であれば、何度も来ている子どもであればおおよそわかると思います。子どもにとっても例えば学校に居場所がないからジャンプに来ている子もいれば、学校も楽しいしジャンプも楽しいという子もいると思います。なので、それぞれにとっての自分の中でのジャンプの立ち位置、重要性というふうなのはまちまちだと思うので、そのあたりについて普段の現場を見ている方々の意見も踏まえて検証はした方がいいのかと思いました。

事務局： 現場を見ていただいてから検証項目を設定すると考えておりましたが、見る以前に視点を定めておくことも大事だと思いました。今回、参考資料としてアクション

ンステップを考える基になった、「こども・若者の声を聴く取組ポイント」を添付しております。現地調査での検証項目の設定にも参考になると考えております。

委員： 運営をしている大人たちが、どのように子どもたちの意見を吸い上げられるようにしているか、どのように話し合いをしているかをやっぱり見る必要があるなと思います。取り上げるやり方が上手でないと、大人の意図する方向に誘導されてしまったり、子ども達自身もそれで仕方がないと思ってしまったりするようになってしまうことがあります。検証の方法を検討するということですが、それだけでいいのかなという気がします。検証のための研修のように感じます。これからお祭りなどの子ども活動がありますが、そういった場で提案されるのは運営委員である大人の意見で、本来中心であるべき子どもの意見がとられていないことがあります。子どもたちの意見を反映させて運営するよう提案をすることが必要で、直接観察することで把握し、検証を進めるべきであると思います。

会長： 職員ではない私たちには、見ることができる現場は限られています。本来ならば子どもが真ん中にいるところで、真ん中にいないかもしれない。そういうところを見に行けば、検証することはできるかもしれません。例えばジャンプの月一回の利用者会議ですね。現場から出てくる自己評価だけでは評価できないというのは、あらゆる問題の中で発生するものです。それを私たちが、条例に基づく権限をもつ委員会として、第三者として現場を訪問し、具体的なエビデンスを収集し共有することを、ぜひやりたいと思うのです。

委員： 私も賛成です。昨年、子ども会議を見学しました。こんなことをやっているんだと非常に感動しました。この子ども会議ってというのは、これからも実施されると思いますが、そこにこの委員の立場で参加できるのならば、区の人々たち、特に子育てしている方に、こういう会議があることを知ってもらうために私達はどういうふうにこの会議を応援していくかっていうことを検証できるのならば、この検証は必要かなと思いました。

委員： 育成委員会や区民ひろばの運営に今まで関わっており、今回候補に出していただいたこの三つの事業はおそらくある程度順調に進んでいるところで、拝見するのに非常に適したところだと感じました。その一方で、もっと混沌としているところもあります。それは、こちらの意見や考えが届いていないが故に混沌としているのか、混沌としたままのほうがいいから混沌としているのかという難しい問題もあるのですが、せっかく関わらせていただいているので、やっぱりいろいろなところで漏れのないように、皆さんがだんだんレベルを上げていくための布石といえますので、今年度のこの形は良いと思います。その一方で、見えている部分だけではなく、障害をお持ちのお子さん、なかなか学校に来られないお子さん、家にいるお子さんへのアプローチも考える必要があります、そういう方たちがどうしたら出て来られるかということも皆さんで持ち寄って考えて豊島区でのやり方ができるとよいと思いました。

会長： この提案については事前に協議をしてきたものなのですが、これら三つの事業が順調に進んでいるのだとすればそこで何が行われていかをまず見ること、そして、混沌という現実は、いろいろな形でいろいろな地域に表れてきているのだろ

うと思います。同時に、困難な状況にある子どもたち、保護が必要な段階にある子どもたちもたくさんいるわけです。その子どもたちの対策だけを考えていればいいかというとは決してそうではありません。保護と育成支援は総合的に展開しなければならないということが計画の総合性というところですね。この計画の総合性を私達が評価しますよ、と言葉で言うのは簡単ですが、実際のところは事業数が200、300はありますよね。どこの自治体もそれぐらいの事業数があるのでそれを全部ということはかなり難しいです。ですので、評価の手法を共有して、全体を引き上げながら個別の調査をかけていくという狙い打ちみたいなことをしていない限りは、評価を具体化しながら全体の底上げを図っていくためのリーダーシップをとっていくというところには至れないかなと思うわけです。

委員：子どもの権利の視点を子どもの施策の推進に位置づけていくにはやはり戦略的にやっていかないといけないのだろうなということは、改めて考えていたところです。評価手法を所管課評価から委員評価へ変更するという点については、これまで各所管課に自己評価をお願いしてきたのは、この権利委員会が評価をするために必要だからというだけではなくて、各所管課がこれらの事業を実施していくうえで、そして見直していくうえで、こういう視点を持っていただきたい、持っていないからではない、そういうことをこちらから調査項目として挙げさせていたでいてきたものと認識しています。子ども施策のそれぞれの事業で権利委員会から出た意見が反映できていないというのは、権利の視点が共通認識とされていないからではないかと思います。それならばなおさら、この調査項目を維持して所管課評価を続けていかないと、権利の視点を意識した事業推進にならないのではないのでしょうか。また、現地調査は特別にニーズがある子どもたちや、詳細に調査すべき対象を最優先とし、子どもの意見を聞いているところよりも、なかなか聞けていないところにしたほうが良いと思いました。そして、現地調査をしなければいけない事業をリストアップして、今年度は行けないけれども、次年度以降にはここをやりましょうということで引き継いでいくと、何年かやっていく中で全ての事業を一旦は網羅するという形にもなって、漏れがなくなると思います。また、この委員会に学校の先生もいらっしゃるので、学校を対象として、学校で話を聞く場を作るというのはどうでしょうか。

委員：初めて参加させていただき、なかなか整理のつかないことではありますが、この会議は第4期目ですが、どこまで続いて、目指すゴールはどこなのかと気になりました。そこを考えることで、今年はどこまでやるのかなど、よりはっきりしてくると思います。また、現地調査を学校で行い、話を聞く場をすることについてですが、いま、豊島区の学校にはいろいろな子どもがいます。外国にルーツを持つ子どもも増えています。本校でも約10%いますし、年度の途中でも入学してきます。そういった子どもたちの居場所はとても大事です。学校としてはぜひ協力できるといいのかなと考えてはいますが、では学校で話を聞くということになったとき、どのような子どもにどのような話を聞くのが重要です。また、現地調査の候補も三か所ということですが、1回見るだけでは厳しいと思います。特に、イベントの場を見るにも、そこができるまでの積み重ねがどこの場にもある

ので、やはり複数回見る必要があると思います。子ども会議も、長い期間で取り組みますが、そのうちの1回を見るだけでは評価はできません。皆さんも私も、時間がない中ではありますが、何回か見て、対話をして掴んで評価していくことを重ねて、全体的な評価ができるようになるのではないのでしょうか。

委員： 子どもによっては、ヒヤリングそのものにプレッシャーを感じることもあると思います。国や東京都でもやるようになってきた、SNSで声を集めるということを豊島区でもできませんでしょうか。

事務局： 前年度まで行われていた施策の調査についてですが、全く反映していないということではなくて、現地調査で見ていただいたうえでのご意見というのが所管課の方が取り入れやすいのではないかとということです。昨年度に、この施策の調査の調査項目を一度区の方で設定して出した結果、皆様との認識の相違もあったというところで、改めて調査項目を設定していただいて再度調査をしたといった経緯がありました。今回につきましても、この調査報告自体をきちんと委員の皆様に議論いただいたうえで、各施策の所管に調査をすべきであろうというのが出発点です。特定課題への対応という形でロードマップに記載させていただきました困難な状況にある子どもたちの声を聞くというところですが、青少年問題協議会の方で、その困難な子ども課題を抱える子どもたちと行政またはNPO等の支援団体が接していった、声を聞ける仕組みを作っていくかというところを、今年度かけて議論をしていただきたいと考えておりますが、権利委員会にも欠かせない部分ではありますので、ここにつきましてもお気づきの点をいただければと思っております。ゴールにつきましては、本来であれば、回数を重ねるとか、継続的な関わりで信頼構築が必要であるということは区も認識をしております。

委員： そうすると、具体的な視点としては、子どもたちはどんなふうに動いているか、どんなふうに意見を出しているか、という子どもたちの実態が一つ。それから、運営している大人の側がどのように動いているかということが一つ。おそらく最初からうまくいったということはないと思うので、どのような手法でそれを作り上げ、今現在どのように子どもたちも変わったか。という二つの視点で見ればいいということですね。

事務局： 本当にその二つは大きな視点になろうかと思います。大人が意図的に誘導して持っていくやすい方向に進めようとしていないか、子どもたちがどういう状況下で声が出しやすいようになっているか、出せているかを客観的な視点で見ていただくことが大事かと思います。

会長： 今年度の予定を見ると、10月に第8回目の会議が予定されていますので、その前の9月までに、子どもたちの参加がどのくらい具体化できているのかを調べたり、考えたりしてもらわないといけません。まずはこの夏の現地訪問のやり方について、事務局からお話いただけますか。

事務局： 直近の予定で申し上げますと、例えばジャンプでは7月26日に利用者会議があります。子ども会議はワークショップが8月に3日間のワークショップ、意見発表会が9月13日、の予定です。若者の居場所事業については7月下旬のオープンを目指していますが、改装と整備が続いており、中を見ていただけるのは早くても

8、9月になりそうです。これらのうちどこを見ていただくかは、委員の皆様の関心に応じて選んでいただくか、日程調整で合うところになるか、のどちらかになると思いますが、ご希望をお伺いして、できれば2、3人でチームを作るのが良いかと思います

会 長： 以上で議事はすべて終了しました。事務局から何かありますか。

事務局： 次回以降の開催については、本日お示しさせていただきましたスケジュールに基づき、事務局で調整させていただきましてご連絡をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

本日の議事についてご意見がある場合には、お手元の「第4期第7回豊島区子どもの権利委員会意見票」を記入し、7月15日（火）までに、事務局にメールまたはFAXでお送りくださいますようお願いいたします。

また、本日机上に「審議会資料のペーパーレス化について」というタイトルのアンケートを置かせていただいております。区では全庁を挙げてペーパーレス化を推進しています。お手数ではございますがご回答をいただき、お帰りの際に受付までご提出をお願いします。

事務局からは以上です。

会 長： これで第7回子どもの権利委員会を終了したいと思います。

【以 上】